

Q	A
<p>化審法の「製品」の判断についての質問です。化審法Q&Aには「樹脂の板、フィルム、シート 等については、そのまま又はカットした上で使用する場合は「製品」として扱いますが、加工段階で組成が変化する場合、射出成形等で形状が変化する場合は「化合物」として扱います。」とありますが、フィルムやシートについて、射出成形のように液体まで溶かしはせず、加熱による軟化を通した圧着やプレス加工をする場合であっても製品として扱えないのでしょうか。</p>	<p>本件につきましては、下記へお問い合わせいただきますようお願いいたします。 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室 お問い合わせメールフォーム： https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase ※「お問い合わせ種別」は「化審法」を選択してください。</p>
<p>備考に表示される条件は条件を持っている名称全てに記載されていますか。</p>	<p>NITE-CHRIPの検索結果に表示される検索条件に関するお問い合わせとして回答いたします。CASRNが化審法官報整理番号に条件付きで該当するものについては、NITE-CHRIPの備考欄に条件を記載しています。官報公示名称に、何かしらの条件を示しているものについては、備考に条件の記載があるとお考えいただいて問題ございません。</p>
<p>スライド11の中間物の説明において、中間物⇒製品となる場合は、中間物とみなせないとあるが、社内中間物でなく、申出が必要な「中間物」であっても、中間物として使用できないということでしょうか？</p>	<p>当該スライドは化審法の新規化学物質として届出対象外となる事例に関する説明となります。そのため、届出対象外となる場合に該当しない化学物質につきましては、「中間物」または「新規化学物質」として新規化学物質届出等の手続を行っていただく必要がございます。</p>
<p>顧客から購入した製品に、開示してもらった「成分情報」と「官報整理番号」がNITE-CHRIPで紐づいておらず、疑義が生じた場合は、どこに連絡すれば良いのでしょうか？ また、NITE-CHRIPで紐づいていない「成分情報（CAS RNなど）」と「官報整理番号」の組み合わせは、企業が自由に「紐づいている」と決めているのが実情でしょうか？</p>	<p>NITE-CHRIPでは当機構で確認出来た化審法官報整理番号とCAS RNの組み合わせのみ掲載しておりますので、CAS RNで検索して該当する官報整理番号が存在しない場合は対象物質の構造式や日本語名称の特徴的な部分や、組成等による検索もお試してください。 具体的な検索方法等は下記のURLのページをご参照ください。 なお名称からの検索につきましては、A1-1のCASE2に記載されております。</p> <p>化審法FAQ https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinn_faq.html</p> <p>最終的に、対応する官報整理番号が見つからない場合は、新規化学物質である可能性が高いと考えられます。 もし、官報公示名称に不明点がある等の理由により該否の判断ができない場合は、スライド45をご確認の上、具体的な不明点等を添えて以下のお問い合わせシステム（フォーム）からお問い合わせください。</p> <p>化審法連絡システム https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html</p> <p>なお、官報整理番号の調査は、民間の有料サービスを利用する方法もあります。</p>
<p>新規化学物質として取り扱わないものの要件は安衛法にもあると思いますが、その要件で化審法と安衛法でずれがあるパターン（化審法では新規扱いではないが安衛法では新規扱いになる、またはその逆等）はありますか？注意点として伺いたいです。</p>	<p>化審法運用通知の規定に基づき新規化学物質として取り扱わないものとする物質と、安衛法で既存化学物質扱いとなる特定の化学物質の要件が異なる場合がございます。 例えば、高分子の扱いについて、化審法運用通知と安衛法既存化学物質では書きぶりが異なりますので注意が必要です。 安衛法における既存化学物質の詳細については、厚生労働省のHPをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/anzeneisei06/01c.html</p>
<p>スライド40：『既存化学物質等』とは具体的に何を示しますか（既存化学物質の他に含まれるものを教えて下さい）。</p>	<p>運用通知で既存化学物質等と定義されているものは、スライド29でご説明しているものが該当します。 ①既存化学物質以外は②～④が該当します。</p>
<p>NITEで化審法や安衛法番号と紐づけがされているものとされていない化学物質の違いは何でしょうか。基準でなくても傾向があればお教えいただきたいです。</p>	<p>化審法官報整理番号との紐付けは、当機構にて確認されたデータを掲載しております。一方安衛法新規公示物質のデータは職場のあんぜんサイトをデータソースとしており、安衛法番号の紐付けは厚生労働省にて確認されたものとなります。紐付けの確認を実施する物質に特別な傾向はないものと考えております。</p>
<p>NITE化審法連絡システムにご相談申し上げた化学物質はその後NITEにも情報が反映されやすいのでしょうか。</p>	<p>化審法連絡システムにてお問い合わせいただい化審法官報整理番号とCAS RNの対応が確認された物質のうち、NITE-CHRIPに掲載すべきと判断されたものについては、官報整理番号とCAS RNを関連付けて公開しております。</p>

<p>化審法番号を探すためにCHRIPで名称検索する際、化審法番号を探りたいので、検索対象を化審法官報公示名称に限定する方法はないでしょうか。</p> <p>例えば「メタクリ」と入れるとそれを名称に含む物質がCASリストで中間検索結果に表示されますが、それよりも「メタクリ」を含む化審法官報公示名称の一覧が欲しいです。J-CHECKを使えば可能なのでしょうか。</p>	<p>NITE-CHRIPでは化審法官報公示名称に限定した名称検索はできません。J-CHECKにおいても、検索対象を化審法官報公示名称に限定した名称検索はできません。</p>
<p>化審法の運用通知2-1(1)②について、開発ポリマーがグラフト重合物の場合、不純物1重量%を計算する際の分母は主鎖や側鎖に対してではなく、グラフトポリマー全体に対して1重量%と考えてよいでしょうか。</p>	<p>重量%を計算する際の分母はポリマー全体となります。</p>
<p>スライド39の(ただし、次の(3)に該当する場合は別)とあるのはどれのことを指すのでしょうか。</p>	<p>誠に申し訳ございません。 当該箇所は資料の不備となります。 正しくは(ただし、スライド42に該当する場合は別)となります。</p>
<p>運用により新規化学物質として取り扱わない物②のグラフト化合物ですが、AとBはともにポリマーでなければならないのでしょうか？ 側鎖Bがモノマーである場合は新規化学物質として取り扱う必要がありますか？</p>	<p>運用通知2-1(2)③を適用するためには、スライド41の例におけるAとBが共に分子量分布を持つ必要があります。 したがって、ポリマーAの側鎖として分子量分布を持たない化合物Bが結合した生成物に対して、上記規定を適用することはできません。 当該生成物が既存化学物質等に該当しない場合、新規化学物質として取り扱ってください。</p>
<p>オニウム塩などは新規化学物質ではないとのことですが、その際化審法番号はどのような表現になるのでしょうか</p>	<p>スライド33の例のとおり、酢酸アンモニウムであれば化審法官報整理番号1-395及び2-692の組み合わせとなります。この場合、「運用通知2-1(1)⑤を適用し、酢酸アンモニウムは官報整理番号1-395及び官報整理番号2-692により新規化学物質として取り扱わない」等の表現になるかと存じます。</p>
<p>NITE-CHRIPにおいてCAS番号で検索でき、かつ、その物質に官報整理番号が割り振られていない場合は、その物質は新規化学物質であると考えてよいのでしょうか？</p>	<p>NITE-CHRIPでは、当機構で確認出来た化審法官報整理番号とCAS RNの組み合わせのみ掲載しておりますので、CAS RNで検索して官報整理番号の情報がない場合でも、既存化学物質等に該当する場合がございます。 CAS RNによる検索で官報整理番号が見つからない場合は、対象物質の構造式や日本語名称の特徴的な部分や、組成等による検索もお試ください。 具体的な検索方法等は下記のURLのページをご参照ください。 名称からの検索につきましては、A1-1のCASE2に記載されております。 化審法FAQ https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinn_faq.html 最終的に、対応する官報整理番号が見つからない場合は、新規化学物質である可能性が高いと考えられます。</p>
<p>既存化学物質と一般化学物質の違いはなんですか</p>	<p>一般化学物質は、スライド5でお示ししたとおり、法律上、優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、新規化学物質以外の化学物質となりますが、よりかみ砕いて言いますと、「既存化学物質または新規化学物質として公示されたものから、優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質に指定された物質を除いたもの」といえます。以上から、一般化学物質には、既存化学物質として公示されたものから化審法の規制対象となった物質を除いた物質が含まれます。</p>
<p>新規化学物質として扱わないものに関して、⑭(スライドP43)と⑮(スライドP44)で定義分けされているのはなぜでしょうか。</p>	<p>スライドP43の規定では(vi)のような高懸念構造・官能基を含まないことで縛りを設けているのに対し、スライドP44の規定では数平均分子量を10,000以上に限定することで人の健康や動植物に対する有害性懸念は小さいと考えられるため、(vi)の構造・官能基に関する縛りを外しております。</p>
<p>また、新規化学物質を他の国内事業者から購入し、単に反応原料として使用する場合は、申出不要と考えてよいのでしょうか？</p>	<p>化審法において届出が必要になるのは、新規化学物質を製造・輸入する場合です。国内事業者から購入し、反応原料として使用する場合、購入者が当該原料に係る新規化学物質としての届出を行う必要はありません。ただし、反応後の生成物が新規化学物質に該当する場合は、当該生成物について新規化学物質の届出等を行う必要があります。</p>
<p>スライド10について、食品衛生法の器具・容器包装に用いる合成樹脂は、「特定用途に使用される化学物質」と考えるのでしょうか。輸入の際に検疫所で検査を受けるかどうか、化審法に該当するかどうかの分かれ目と考えてよいでしょうか。</p>	<p>お取り扱いの合成樹脂が食品衛生法の容器包装等特定用途に該当するかにつきましては、内閣府食品衛生法担当部局にお問い合わせください。もし、合成樹脂が上記特定用途には該当せず、容器包装を製造するための原料として使用されるものである場合は、スライド5のフローに従って化審法の届出対象であるかどうかの確認を行ってください。</p>
<p>有機化合物(低分子、いわゆるフリー体)の塩酸塩が新規公示物質であった場合でも、有機化合物(フリー体)は新規化学物質として申出する必要があるのでしょうか？</p>	<p>「有機化合物(低分子、いわゆるフリー体)の塩酸塩」が付加塩(金属塩を除く。)又はオニウム塩であるならば、有機化合物(フリー体)は新規化学物質として取り扱わないため、新規化学物質の届出等の必要はありません。</p>

<p>ブロック重合物やグラフト重合物は高分子を対象に考えたルールだと思いますが、分子量に関する定義（数平均1000以上）は適応されないと思います。それはなぜでしょうか？分子量分布を有する⇒n=0~1の原料を分子量分布があると判断し同士の反応物もブロック重合物と判断している企業が多いのですが、さすがに低分子の物質だと思います。</p>	<p>化審法における高分子化合物の定義（数平均分子量1,000以上等）は、運用通知適用の可否に関する判断の条件とはなりません。</p> <p>運用通知の判断にあたり、各用語については学術的な定義を参考に判断されますが、少なくとも「重合物」や「ポリマー」の記載がある項については、分子量分布を持つことを基本として該当性の判断を必要があると考えられます。</p> <p>n=0~1の場合、n=0ではブロック重合物またはグラフト重合物とは言えないことから、実質n=1のみが存在するものと考えられ、当該原料は分子量分布を持つとは言えません。</p> <p>したがって、分子量分布を持たない既存化学物質等に該当する物質からなる重合物をブロック重合物またはグラフト重合物とみなすことはできません。</p>
<p>CAS No の関係で、5000件以上ダウンロードできないエクセル型式の情報を入力する方法は分割検索等ですべての情報を入力することは可能でしょうか？可能な場合、どのように情報を分割して入手すればよいかの事例を教えてください</p>	<p>「政令番号等による表示」で、情報カテゴリを設定している情報源の場合はカテゴリごとに表示することで、表示件数を減らすことが可能です。</p> <p>他にも「拡張検索」の「番号で検索」でワイルドカード「?」及び「*」を用いて、CAS RNの桁数を限定することにより（2桁に限定する場合は「??-*-*」）表示件数を減らすことも可能です。詳細はマニュアルをご参照ください。</p> <p>https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/dt/pdf/other/manual_J.pdf</p>
<p>最後に他サイト、他データベースの紹介がありましたが、ナイトクリップでカバーしていない法規制については、どのようなサイトを使えばよいでしょうか。</p>	<p>講座番号No.2_1の資料p.66、67の法規制情報を掲載しているデータベースもご確認ください。他にも民間企業等が提供するデータベースもございます。データベースに掲載されていない法規制情報については、各所管省庁や関連機関が公表する情報をご確認ください。</p>
<p>リサイクル品を原料とした製品の場合、不純物の種類や含有量は一定でないと思いますが、その場合も不純物の考え方は、通常の工業製品と同じになるのでしょうか。</p>	<p>リサイクル品の取扱いにつきましては、経済産業省化学物質安全室にお問い合わせください。</p>
<p>酢酸アンモニウムの化審法番号表記が1-395と2-692の組み合わせになることは理解できましたが、実際にどのような表現になるか、実際の表現を教えてください。</p>	<p>講義資料で紹介した化審法官報整理番号の組み合わせとは異なりますが、現在のNITE-CHRIIPにおける酢酸アンモニウムの検索結果画面は下記のような内容となります。</p> <p>https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/cmplnfdsp?cid=C004-979-21A&bcPtn=0&shMd=0&txNumSh=NjMxLTyxLTg=&ltNumTp=1&ltNumMh=0&txNmSh=&ltNmTp=&ltNmMh=1&txNmSh1=&ltNmTp1=&txNmSh2=&ltNmTp2=&txNmSh3=&ltNmTp3=&txMlSh=&ltMlMh=0&ltScDp=0&ltPgCtSt=100&rbDp=0&txScSML=&txScSML2=&ltScTp=1&txUpScFl=nuII&hdUpScPh=&hdUpHash=&rbScMh=1&txScNyMh=&txMIWtSt=&txMIWtEd=&err=</p>
<p>『運用により新規化学物質として取り扱わないもの』を入力する場合に、税関に通知する化審法番号は、どうすればよいのか？たとえば、フルオロリン酸の化審法番号としてフルオロリン酸アンモニウムの化審法番号1-312を使用できるのか？一般化学物質の数量届出の際の化審法番号についても同様で良いのか？</p>	<p>化審法官報整理番号1-312を御提示ください。税関から質問を受けた場合は、「官報整理番号1-312に運用通知2-1(1)⑥を適用している。」旨を御回答いただければと存じます。</p> <p>化審法一般化学物質の届出においても、官報整理番号1-312により届出いただく事で問題ありません。</p>
<p>化審法で規定される「製品」は、化管法や安衛法で規定される「一般消費者の生活の用に供される製品」と同じものでしょうか？もしくは、適用範囲に違いがあるのでしょうか？</p>	<p>本件につきましては、下記へお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室 お問い合わせメールフォーム： https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase ※「お問い合わせ種別」は「化審法」を選択してください。</p>